

軽井沢町自然保護審議会 会議録

1. 開催日時 令和7年7月15日（火）
14：00～15：30
2. 開催場所 軽井沢町役場2階 第3・4会議室
3. 出席者
会長
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、
G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、
M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員、R委員、
(欠席：S委員)
理事者：町長、副町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D
4. 議題
(1) 軽井沢町版レッドデータブック策定について
(2) 軽井沢町の自然保護対策要綱等の一部改正について
(3) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の一部改正について
(4) その他
5. 傍聴人数 6名
6. 議事内容 以下のとおり

1 開 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】（●●●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、只今から、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。

本日は委員20名のうち、出席者19名でございますので、軽井沢町自然保護審議会条例第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

なお、【S委員】（●●●●●●●●）より、欠席の連絡をいただいております。

年度が代わり、所属団体における委員推薦の変更や人事異動により、新たに委員となられた方が複数いらっしゃいますので、ここでいまだ一度、欠席された委員を除き、全員をご紹介します。参考

資料⑥の名簿順に紹介させていただきます。

まず、審議会条例第3条第2項第1号に規定の町議会議員としまして、

【A委員】（●●●●●●●●）、

【B委員】（●●●●●●●●）、

【C委員】（●●●●●●●●●●）、

【D委員】（●●●●●●●●●●）、

続きまして審議会条例第3条第2項第2号に規定の知識経験者としまして、

【E委員】（●●●●●●●●●●）、

【会長】（●●●●●●●●●●●●）、【会長】（●●●●●●●●●●●●）

は、本審議会の会長でございます。

【F委員】（●●●●●●●●●●）、

【G委員】（●●●●●●●●●●）、

【H委員】（●●●●●●●●●●）、

【I委員】（●●●●●●●●●●●●）、

【J委員】（●●●●●●●●●●●●）、

【K委員】（●●●●●●●●●●●●）、

【L委員】（●●●●●●●●●●●●●●）、

【M委員】（●●●●●●●●●●●●●●）、

【N委員】（●●●●●●●●●●●●●●）、

続きまして審議会条例第3条第2項第3号に規定の関係官公庁の職員としまして、

【O委員】（●●●●●●●●●●●●）、

【P委員】（●●●●●●●●●●●●）、

続きまして審議会条例第3条第2項第4号に規定の公募に応じた者としまして、

【Q委員】（●●●●●●●●●●●●）、

【R委員】（●●●●●●●●●●●●）、

以上19名と、冒頭で欠席の報告をしました1名の委員で合計20名となります。

続きまして、町側のご紹介をさせていただきます。

【町長】（土屋 三千夫 町長）、

【副町長】（小林 信嗣 副町長）、

事務局になりますが、

【事務局B】（●●●●●●●●●●●●）、

【事務局C】（●●●●●●●●●●●●）、

【事務局D】（●●●●●●●●）

になります。

皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】（●●●●●●●●）

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

本日の傍聴は、6名でございます。

続きまして報道関係者は、【報道機関A】（●●●●●●）となります。傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。

ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

【事務局A】（●●●●●●●●）

続きまして、【町長】（土屋 三千夫 町長）より、あいさつを申し上げます。

2 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

軽井沢町における希少動植物をまとめた「軽井沢町版レッドデータ

また、軽井沢の環境保全の根幹を成す「自然保護対策要綱」の見直しについては、「自然保護対策要綱等改正検討部会」をこれまでに4回開催するとともに、パブリックコメントや住民説明会を実施してまいりました。あわせて、長野県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の皆様、長野県建築士会佐久支部の皆様とも意見交換を行い、慎重に検討を重ねてきたところです。

委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますことを祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

【事務局 A】 (●●●●●●)

3 会長あいさつ

【会長】 (●●●●●●●●●●)

4/19

いたします。

【事務局 A】 (●●●●●●)

それでは、自然保護審議会条例第6条1項により、会長が議長となりますので、【会長】（●●●●●●●●）に議事進行をお願いいたします。

4 議 題

(1) 軽井沢町版レッドデータブック策定について

【会長】 (●●●●●●●●●●)

それでは、議題第 1 号になりますが、軽井沢版レッドデータブック策定について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

議題第 1 号 軽井沢町版レッドデータブック策定について、策定業務の受託事業者を報告します。

参考資料①をご覧ください。

[illegible]

【会長】 (●●●●●●●●●●)

只今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【M委員】 (●●●●●●●●)

応募は何社ありましたか。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

5社ありました。

【L 委員】 (●●●●●●●●●●)

事業者の選定理由を教えてください。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

選定にあたっては、質疑応答で差がついた状況であります。委員のコメントを一部紹介しますと、平均的な対応の事業者と、技術と具体的な経験もあり考察力のある対応ができていた事業者の二者に分かれていたとのことでした。また、業務理解度についても、レッドデータブックを作成するうえでのスケジュール感に大きな差が出ていたとのことでありました。今回の受託者であります【受託事業者】（●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●）は、軽井沢の生態系を十分理解し、地域に即した事業者であるとの評価により選定されたと考えています。

【会長】 (●●●●●●●●●●)

それでは、本件につきましては、報告事項ということになりますので、表決はとらずに次の議題に移らせていただきます。

(2) 軽井沢町の自然保護対策要綱等の一部改正について

【会長】 (●●●●●●●●●●)

それでは、議題第 2 号になりますが、軽井沢町の自然保護対策要綱等の一部改正について、事務局よりお願いします。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

議題第 2 号 軽井沢町の自然保護対策要綱等の一部改正について、
別紙資料 2-1 から資料 2-6 までのとおりとする。

軽井沢町の自然保護対策要綱等の一部改正について、まずは、これまでの経緯について説明します。6月25日の軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会で、今回の議題に関する採決を行い、当日欠席された委員を含めて2/3以上の賛成を得たので改正の手続きを進めており、本日の審議会にその内容をお諮りしている次第であります。

それでは資料 2 - 1 をご覧ください。

前回の審議会でお示しした資料から、重要な修正を行ったところについて説明いたします。

9 ページの「建築物の屋根の勾配」でございます。従前は、商業地域以外の地域では10分の 2 以上の勾配を取るよう規定しているとしていましたが、商業地域においても屋根勾配を定めているため、その内容を追加いたしました。次の10ページをご覧ください。左上の「現行」の箱をご覧くださいと思いますが、今申し上げた通り、商業地域内の勾配規定が抜けておりましたので、そちらを追加しております。また、今回、屋根の規定に関して修正がございます。従前は、「少なくとも外部（敷地外）の 2 方向から、屋根の勾配10分の 2 以上を視認できること。」と規定しておりましたが、複雑な形態ではない、一般的な建築物でも屋根が複数に分かれていたりします。そういったものがある中で、「2 方向」に限定してしまうと、一般的な建築物がこの規定を満たせなくなることが考えられますので、「2 方向」という言葉は削除させていただきたいと思います。修正後は、もう少しシンプルな表現にさせていただきまして、「外部（敷地外）から、屋根の勾配10分の 2（商業地域内は10分の 1）以上を視認できること。」にさせていただきたいと考えております。

13ページをご覧ください。「集合住宅等の定義の明確化（分譲ホテルの取扱い）」でございます。現在の集合住宅等の定義は、「共同住宅若しくは長屋（兼用住宅を含む。）又は同一棟内に独立して住宅（別荘・分譲ホテル）の用に供せられる部分が 2 以上ある建築物をいう」としてありますが、赤字の部分にあるように「住宅のように供せられる部分」が何であるか不明確であるということから、それを明確化しようということで、下の箱にありますように、住宅のように供せられる部分とは、「浴室、便所及び台所（簡易な流し台のみのものを含む）」のことをいうとしたところでございます。浴室、便所、台所の 3 点セットがあるものが「住宅のように供せられる部分」とであるとさせていただきましたが、「簡易な」という言葉がいらないだろうと考えました。結局、簡易だろうと簡易でなかろうと流し台は流し台であることに変わりはありませんので、単純に「流し台のみを含む」というように修正させていただきたいと思います。また、その下の箱でございますが、緑字の部分を削っております。なぜかと申しますと、同じ内容がすでに前の方で出てきていますので、重複した部分を削りたいと考えています。出てきている内容は、スクリーンで言いますとここの部分になります。「同一棟内に独立して住宅」というところです。「独

立」という内容がすでにここで明記されていますので、「住宅のように供することが可能な部分が独立しており」と内容が重複しています。また、緑字で「建物内部で行き来できず」とありますが、先ほど申し上げた「同一棟内に独立して住宅」というところで全て読み取ることができます。こうしたことから、今回、黄色マーカーの部分を削除したいと考えています。

続きまして、15ページの「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」について、説明したいと思います。こちらは、パブリックコメントでの意見を踏まえて修正したいと考えているところでございます。まず、修正のポイントですが、従前は、保養地域の600㎡を全て1,000㎡に、また、括弧書きにあるように、大規模開発行為などの場合は保養地域で2,000㎡、居住地域と集落形成地域は500㎡に改正するという内容でしたが、そこを修正させていただきたいと思っております。修正内容としては、保養地域の総戸数9戸以下については現行の600㎡の規定を維持したいと考えております。その理由ですが、参考資料③をご覧ください。7ページの1番左の列に37という数字があるかと思います。この37以降で「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」に対して34件の意見がありました。どのようなご意見があったかご紹介させていただきます。「このような改正が行われた場合には所有地の資産に大きな影響を与えてしまう。将来的な資産価値が下落する。財産権の侵害になるのではないか。」というようなご意見がある中で、今回の改正が行われれば、「若い世代の方の流入の妨げになってしまう。そうすると町が活性化しなくなる。」というようなご意見をいただきました。町としても、若い世代の住むアパート不足については課題を持っております。そうしたこともありまして、今回、先ほど申し上げた通り、総戸数9戸以下の集合住宅については現行の規定を維持する修正を行いたいと考えております。もう1つの修正について説明させていただきます。括弧のところで、保養地域における「大規模開発行為2,000㎡／戸」と居住地域・集落形成における「事業地3,000㎡以上500㎡／戸」を削っております。こちらは部会の中で継続審議になっている項目と連動している箇所であるため、本来であれば、削除しておくべきところでしたが、事務局のミスで、記載したままになっておりましたので、今回削除の修正を行いたいものでございます。

次の21ページをお願いします。

「手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化」でございます。改正の概要を申し上げますと、路外駐車場を設置又は変更する場合には条例に基づいて手続をしなければいけないと定められていますが、

この路外駐車場の定義がよくわからないということから、定義をより具体的にしたいというものでございます。そうした中、今回の修正箇所ですが、「駐車場法に規定する路外駐車場」を削っております。なぜかと申しますと、駐車場法に規定する路外駐車場は、500㎡以上のものが該当しますので、「駐車場の面積が300㎡以上のもの」で、駐車場法の路外駐車場もカバーできるためです。

修正点については、以上となります。

それと、パブリックコメントで多数意見をいただいた項目についてご説明いたします。

17ページをお願いします。

「宿泊施設における営業者や従業員（使用人等）の駐在」でございます。改正の内容については、町内で増加している簡易宿所について、騒音等の問題が生じているため、宿泊施設内に営業者等が駐在することで、騒音等の問題が解消する可能性が高いと判断し、営業者等の駐在について新たに規定するものです。これに対するパブリックコメントでの意見をご覧ください。

参考資料3の20ページで、左の列の75以降をご覧ください。簡単にどのようなご意見があったかご紹介させていただきます。「1歩間違えば大変な損害を与え、訴訟による損害賠償請求が多発するおそれがある。法の趣旨を無視した独自の上乗せ規制であり、認めることはできない。過剰で不要な改正。」というようなご意見がありました。しかし、事務局としては、従前通りの改正案でお願いをしたいと考えております。

続いて、資料2-2から2-5までですが、新旧対照表でございます。詳しい説明は、割愛させていただきますが、内容について簡単に説明いたしますと、右側が改正前で、左側が改正後になります。改正概要を法規の文言に則って組み込んだものが赤字になっている部分となります。また、今回、改正概要以外のものについても、趣旨は変更せず、法規的に、こうした文言の方が適切だろうとか、より分かりやすいだろうといったところについての改正も含んでいます。

続いて、資料2-6の施行期日一覧です。改正の概要についての施行日を示したものになります。この施行日について説明したいと思います。まず、改正を行う公布・告示を8月下旬に行う予定です。この公布・告示ですが、それによって効力が発動するのではなく、公にこのように改正しますよというようにその内容を周知するのが公布・告示であります。それとは別に、施行というものが、改正後の基準がいつ適用になるのかを示しているものでございます。表についてご説明

します。真ん中の列でございますが、告示又は公布の日ということで、先ほど申し上げたとおり 8 月下旬を予定しております。そして、同日に施行するものとして、同じ列に丸で示しています。さらに右に行きますと、施行日が少し変わりまして、今年の 10 月 1 日の施行、さらに右に行くと今年の 12 月 1 日の施行、さらに右に行くと来年の 4 月 1 日の施行、さらに右に行くと来年の 10 月 1 日の施行、さらに右に行くと令和 9 年の 4 月 1 日の施行というように施行日を分けたいと考えています。理由といたしましては、住民の方、事業者の方に影響のあるものについては、公布・告示と同日施行にしまうと、かなり混乱が生じますので、非常に影響のある項目については十分な周知期間を設けて施行していきたいというものでございます。

なお、11番の「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」については、「町長が別に定める日」と記載しております。これは、施行日について検討部会で継続審議となっているためです。ただし、改正の内容自体は、賛同を得ておりますので、他の項目と同様に8月下旬に告示いたします。一旦「町長が別に定める日」とし、今後の検討部会等で審議の上、決定するという流れになります。

次に参考資料④をご覧ください。「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」についてですが、議題ではありませんので参考資料としております。いくつかの修正を行ったうえで、前回の検討部会において賛同を得た項目になります。今後の流れとしては、9月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

説明は以上となります。

【会長】 (●●●●●●●●●●)

只今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【L 委員】 (●●●●●●●●●●)

「宿泊施設における営業者や従業員（使用人等）の駐在」について検討部会にも出ていたため、概ね内容は把握していましたが、改めて訴訟リスクのところについても詳しく説明いただいたと感じました。検討部会の時よりも踏み込んで説明いただいたというふうに受け止めています。この件については、関係者が共同で訴訟することも可能性として考えられると思いますが、訴訟のリスクがあることは町長も承知の上で進めるということですのでよろしいでしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

自然保護対策要綱という指導要綱に基づいたものであるため、強制力はありません。お願いをしているという立場であるため、訴訟は起こりえないと考えております。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

罰則規定には該当しないということでしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

その通りでございます。

【C 委員】（●●●●●●●●●●）

検討部会のメンバーではないので伺いますが、部会で揉めた内容として集合住宅等の戸当たりの敷地面積について、23人中18名が賛成で、5名が反対だったと聞いています。町が提案されました、1,000㎡に対して今まで通り9戸以下については600㎡ということで、賛成が得られたということでしたが、1,000㎡の根拠と併せて、部会でどのような意見があったのかをお願いします。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

1区画の最低敷地面積が基になっています。保養地域は、1区画1,000㎡という最低敷地面積があり、その面積以上の区画にして住宅・別荘を建築していただく必要がありますが、その考え方を集合住宅にも適用するということがあります。また、前回の部会においては、反対意見が2種類あったと認識しています。1つは、予定通り1,000㎡にした方が良いのではという意見と、もう1つは、改正を行うことで若い世代が入りにくくなり、人が住みづらくなることが考えられるため改正をしない方が良いとの意見がありました。

【C 委員】（●●●●●●●●●●）

もう少し踏み込んで伺います。どういう意味で反対だったのでしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

改正自体には賛成だが、現行基準の600㎡に戻すのは反対で、厳しくした方が良いという意見と、新しい方が入りにくくなる改正には反対との意見がありました。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

軽井沢には働く人たちのアパートが少ない状況です。保養地域に関しては働き手の方が住むとは思えず、600㎡に戻す理由が私はないと思いますが、この点について回答をお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

現時点で町としては、9戸以下についてはアパートだという整理をしています。ただし、今後、見直しをしていく中で、アパートとマンションという定義を、しっかりとしていかなければいけないと思っています。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

保養地域だと別荘のイメージがあるので集合住宅のイメージはありませんが、戸数に限らず、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

保養地域においても集合住宅はあります。軽井沢町の大部分が保養地域に該当していることもあり、町として保養地域に一切集合住宅を建築してはいけないとは考えていません。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

軽井沢町は、主要幹線道路を除いたところの大半が保養地域になっています。保養地域には集合住宅等はそもそもいないのではとのご意見も確かにあると思います。町で並行して進めている用途地域の見直しなどにより保養地域でホテルやマンションができないようにしてしまうことも一つの方法だと思いますが、その規制を待っていると軽井沢町にマンション・ホテルができてしまうということもあり、それを抑制する意味で今回の規制をかけることということでもあります。一方で、検討部会でも意見がありました若い世代が住みづらいエリアになってしまう懸念もあり、そのような環境ばかりにしてしまうものかといふところで、保養地域においてアパートは9戸以下であれば現行の基準のままで良いのではないかという判断に至りまして、部会に諮ったところ、2/3以上の賛成をいただいたという流れになっています。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

保養地域であっても働く人たちが住める場所になるのがいいのではないかと考えています。どんな仕事をしていたとか、どんな状況でも、住める地域は自由に選べるという形が理想ではないかなと考えています。別荘の人と、そうではない人というような形でエリアを分けるっていうのは、まちづくりとして、適切なのかどうかという疑問は残っています。なので、私自身は1,000㎡も無くして、20戸以上でも600㎡であるべきだというふうには思っており、そのようなまちづくりをしていくことを望みます。

【M 委員】（●●●●●●●●●●）

私が今感じているのは、保養地域は地図を見ても分かるように、ものすごく広いです。軽井沢には昔から守るべき伝統というか歴史の地域っていうのがあると思います。この辺は事務局が説明したとおり、その地域のゾーニングの見直しというのは早急に進めるべきではないかなと考えています。その上で、ホテルとかマンションは建たないような地域と、そうではない、いわゆる若い方が住めるような地域というのを細分化していく必要があると考えています。一点確認ですが、スライドの14ページに保養地域600㎡/戸とありますが、先ほどの1,000㎡と600㎡を分ける見直しと連動しないのでしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

そのスライドは、現在の基準を表示していますので、600㎡のままにしています。

【P 委員】（●●●●●●●●●●）

浴室の表現ですが、近年、外国人の方が非常に多くなってきていて、浴室のないシャワールームが結構あります。可能であれば、「浴室（浴室のないシャワールームを含む）」のような表現をお願いします。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

浴室には、シャワールームだけのものも含まれているため、問題ないと考えています。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、挙手による表決をとらせていただきます。

原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

→13名賛成

反対の方は挙手をお願いします。

→5名反対

それでは、賛成多数により、承認となりました。

(3) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する
条例の一部改正について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題第3号になりますが、軽井沢町の自然保護のための
土地利用行為の手続等に関する条例の一部改正について、事務局より
お願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題第3号 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等
に関する条例の一部改正について、軽井沢町の自然保護対策要綱等改
正検討部会における協議内容及び今後の予定を報告します。

前回の検討部会において賛成多数となったため、次のステップであ
りますパブリックコメントを行いたいというものでございます。

参考資料②をご覧ください。ご覧のようにこの項目について、検討
部会では賛成多数となっております。

参考資料⑤をお願いします。内容についてご説明いたします。

「改正の趣旨・背景」でございますが、軽井沢町では、「軽井沢町
の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、
特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務付けて
います。しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行
われている事例があることから、本条例の実行性を高めるため、公表
規定の改正と罰則規定の新設を検討しています。次に概要でございま
すが、現状は、町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為
について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為
者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当
該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、
その行為者の氏名、住所等を公表することができることとなっております。

ます。(1)事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき、(2)事前協議の書類に虚偽があったとき、(3)自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき。このような現在の公表規定について、公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者、工事施工者(請負工事の下請人を含む。)及び工事監理者に広げることを検討しています。次に罰則規定の新設でございますが、上記の(1)又は(2)に該当し、町長の勧告に従わない場合には、必要な措置を講ずるよう命じる規定(命令規定)を新たに規定した上で、当該命令に違反した者に対する罰則規定を設けることを検討しています。内容としては、「命令に違反した者に、拘禁刑又は罰金刑を科す」や「行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科す」ということ検討しておりまして、9月にパブリックコメントを実施したいと考えております。

【会長】(●●●●●●●●●●)

只今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【A委員】(●●●●●●●●●●)

地方自治法上の事前審査に当たらないかどうか微妙なところでもあると思います。この場では踏み込んだ議論は控えますが、公表の対象者を広げることは良いと思いますが、この条例の実効性を高めていくときに、事前協議をしたのか、又は協議内容通りに行われていたのか、若しくは、できていなかったのか、そのような現場の監視チェックが重要だと考えます。そのような対応が取れていないのに、こういう条例を強化しても意味がないかなと思います。

【事務局A】(●●●●●●●●)

チェック体制を強化することも重要な課題と捉えています。ただし、環境課だけでは難しい問題でもあるため、全庁でチェックする体制の検討も踏まえて、条例改正を図っていきたいと考えています。

【町長】(土屋 三千夫 町長)

補足となりますが、どのような体制としていくのかは昨年度から内部で検討しているため、この条例改正とはセットの話でもあります。職員だけでは難しいとなれば様々な形を考えており、現場でのチェッ

ク等実施体制を準備しています。

【B委員】（●●●●●●●●）

罰則規定を設けるのはいいことだと思いますが、いざ係争となった場合を考えると、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の上位法ってというのは何かあるのでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●）

上位法はありません。

【B委員】（●●●●●●●●）

ということは、脅し文句に過ぎないと思います。この辺を研究している人がかなりいるので、もっと良い方法を考えた方が良いでしょう。例えば、業者であれば入札に参加させないなどの方法がより効き目があるのではないかと思います。

【事務局B】（●●●●●●●●）

入札要件などもあるかとは思いますが、軽井沢町の入札に参加していない事業者が多数いますので、そのような事業者に対して、牽制の意味も込めて、しっかりと手続きをお願いしますという意味を込めてのものになります。

【事務局A】（●●●●●●●●）

補足しますと、軽井沢町内の事業者は、体感的に自然保護対策要綱あるいは手続条例というのは、守っていただいていると思いますが、町外の事業者が自然保護対策要綱を知らないで、事前着手してしまうとか、自然保護対策要綱の基準を守っていない事例があることも事実です。そのような方々に対しても牽制を強めたいという思いで、罰則強化を図っていきたいと考えています。

【O委員】（●●●●●●●●）

参考までに、罰則を設けるということは、警察や検察も関わってくる話になってきます。個人的ではありますが、県の条例審査に関わっていた経験があり、その時に検察に対して、このような罰則を設けたいというような相談していました。県の場合は検察庁協議というような仕組みをとっていました。これを担保していくためには、そのようなところも考えた方が良いでしょう。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

町も検察庁協議は予定しています。パブリックコメントを経たうえで検討部会と審議会もありますが、最終的には検察庁と協議をして、どのような罰則が適しているのかということを固めていく予定でございます。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

実効性は非常に大事なと思いますが、例えば罰金はどれぐらいを想定していますか。それによっては罰金を払えばいいんだろうという形で事前協議なしに始まってしまう場合もあるのではと思いました。が、もし決まっていたら教えてください。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

まだ決まってはいません。今後の検察庁協議によって固まっていくと思っています。他の自治体で同じような罰金刑が規定されているところもありますが、そのようなところを見ると、30万円や50万円といった金額となっています。ただし、前提として公表規定といったものがあり、実際に事前着手や虚偽申請があった際には、氏名や会社が公表されるということがあります。罰金の金額だけが、重い軽いとかではなく、公表についてもフィルターとしてあると思っていただきたいと考えています。

【F委員】（●●●●●●●●●●）

開発後、最終的に町と県との検査があります。そこで検査済みの印鑑をもらわないと、その土地に関しては登記も何も進みません。そういう強いものがあるにも関わらず、罰金刑とか刑罰に処すとかは町の行政が執り行うような態度のものじゃないと思います。どの工事においても町の検査印をもらうために必死にやっていますし、非常に重いものにもなっています。強制力のあるようなものを強いて、営業停止や氏名の公表をすることは非常に大きな足枷になります。ここまで行政がやるものじゃないと思うし、このようなものには大反対であります。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

今の話は都市計画法に基づく開発行為に関することだと思いますが、この件に関しては町独自の条例に基づくもので、一定の行為を行

う際には手続きをしなければいけませんが、これに違反をしたり、虚偽申請、事前着手をした場合のことであるため、今おっしゃった開発行為とは違う部類の内容になるかと思います。氏名の公表については、行為者だけでなく、事業者についても、強く牽制をしたいということを通常の業務の中で感じています。そうした意味で公表規定についても範囲を広げるとともに、もう少し厳しい基準ということで罰則規定を新設したいという思いで提案したところでございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

現在検討中のことでもあり、評決を取るものではないので、次の議題に移りたいと思います。

（４）その他

【会長】（●●●●●●●●●●）

その他、ご意見等がありますか。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

先ほど話に出た用途地域の改正は、どの部局が担当するのでしょうか。自然保護審議会ではない審議会や都市計画審議会を担当するのでしょうか。そういう審議会との擦り合わせみたいなものを行わなくてはいけないのか教えてください。

【副町長】（小林 信嗣 副町長）

まちづくり推進室で担当しています。現在、どのエリアにどのような規制をかけるのか等を委託事業で行っています。その場合で言うと、都市計画法や建築基準法の話になりますので、県との協議も必要になってきます。都市計画審議会を経由して、県に協議を行う流れとなっています。ただし、ご指摘いただいた自然保護対策要綱との整合性等の話はありますので、事務的には横断的に対応している状況でございますが、自然保護審議会に意見を頂戴するかどうかは、現時点では、お答えできません。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

別件になりますが、貯留槽を設置する際の補助金はあるのでしょうか。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

東御市などは、貯留槽を設ける補助金があると記憶していますが、現行、軽井沢町ではそのようなものはございません。貯留槽の設置に関してのご意見は担当課に報告し、補助の有無も含めて検討テーマとして挙げたということをご報告いたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

以上で本日の議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

5 閉 会

【事務局 A】（●●●●●●●●）

議事進行ありがとうございました。また、長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町自然保護審議会を終了いたします。

ありがとうございました。